

「第 24 回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日 時：平成 30 年 7 月 6 日（金）
午後 3 時から午後 5 時まで
2. 場 所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議 事：
 - (1) 平成 29 年度事業の評価結果等
 - (2) 施設整備事業の事後評価結果（平成 29 年度事後評価分）
 - (3) 平成 30 年度の補助事業の概要等
 - (4) その他
4. 出席委員：菅委員、鈴木委員、高橋委員、廣岡委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班 成田課長補佐、山路専門官、古賀係長、畜産企画課 新納調査官、調整班 森武課長補佐、園芸作物課価格班 阿部係長
6. 機構出席者：佐藤理事長、近藤副理事長、庄司総括理事、渡辺総括理事、神宮理事、土肥理事、松原理事、石垣理事、小星監事、矢島監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等
樋口企画調整部長が開会を宣言した。まず、新たに委員に就任した菅委員、高橋委員、横溝委員を紹介した。また、横溝委員が大雨に伴う交通機関への影響により欠席である旨を報告した。
次に、佐藤理事長が挨拶し、平成 29 年度において機構が実施した補助事業の概要等について説明した。
今回は、新たな任期の最初の委員会であるため、第三者委員会設置要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により鈴木委員が座長に選出された。また、同設置要領第 4 条第 3 項の規定に基づき、座長に事故があるとき、その職務を代理する委員について、鈴木座長は、廣岡委員を指名した。
鈴木座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 議事
議事（1）について、「平成 29 年度事業の評価結果等」を庄司総括理事から、「平成 29 年度畜産産業振興事業の執行状況」を土肥理事から、「平成 29 年度野菜農業振興事業の執行状況」を松原理事から、議事（2）「施設整備事業の事後評価結

果（平成 29 年度事後評価分）」を土肥理事から、議事（3）について、「平成 30 年度の補助事業の評価手法」を庄司総括理事から、「平成 30 年度畜産業振興事業の実施等について」を土肥理事から、「平成 30 年度野菜農業振興事業の実施等について」を松原理事から、それぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題（1）平成 29 年度事業の評価結果等]

（高橋委員）

乳用牛の飼養頭数が減少傾向で推移している中、酪農経営において、子牛販売による所得の増加を図るため、受精卵を乳用牛に移植することによってより高く売れる黒毛和種の牛を借腹生産する取組みが増えていくと乳用牛がさらに減るものと思われる。乳用牛を増頭するため、機構はどのような取組みを行っているか。

（渡辺総括理事）

酪農家では、副産物の収入を得るため、ホルスタインへの黒毛和種の人工授精や受精卵移植が普及しているが、乳用後継牛を確保するため、雌の性判別精液を利用する取組みがあり、国の事業でこれを支援している。

一方、機構では、酪農経営支援総合対策事業において、乳用後継牛を確保するための取組みを支援しているほか、平成 30 年度から、乳用育成牛を公共牧場等に預託し、初妊牛として酪農家へ戻す取組みへの支援を開始している。

（菅委員）

マルキン事業等の補填金の交付方法について、県団体を經由する方式と機構が直接交付する方式があるが、交付する方式にどのような基準の違いがあるのか。

また、畜産業振興事業の不用額の取扱いについて教えていただきたい。

（土肥理事）

補填金の交付方法については、機構は、各県段階の組織を持っていないため、従来、各県の事業実施主体に基金を造成し、そこから生産者へ交付する方式により事業を行ってきた。しかしながら、豚マルキン事業では、養豚農家が減少し、経営体の企業化が進展する中、必ずしも県団体を經由する必要がない、あるいは、機構が直接交付した方が効率的ではないかとの生産者等からの要望があった経緯から、機構が生産者（現在約 2,300 者）へ直接交付する方式が開始された。

一方、牛マルキン事業についても、その当時、豚マルキンと同様の直接交付方式の準備はしたものの、牛マルキンの場合は、事業を実施する上で、個体管理することが必要であり、生産者にとって事務が煩雑になるため、従来からの県団体を經由する方式で事業に参加する生産者が多くなっているのが実態である。

次に、畜産業振興事業は、国からの交付金及び機構の保有資金を財源として実施している。当該事業の不用額については、基本的には保有資金として機構にプールされ、次年度以降の畜産業振興事業の財源として活用される。

(廣岡委員)

畜産業振興事業における予算繰越額と不用額はどのように分けられているのか。

(土肥理事)

予算繰越額とは、平成 29 年度予算の範囲内で執行予定だった取組みの一部について、事務的に手続きが間に合わなかった等の理由で予算を次年度に繰り越して執行する額である。例えば、牛マルキン事業では、2・3月の生産コスト等の動向に基づく補填は、翌年度の4月以降になるため、機構の会計処理上、予算繰越の手続きが必要となる。このため、予算額から実績額と予算繰越額を差し引いた額を不用額として整理している。

(廣岡委員)

酪農経営支援総合対策事業の予算繰越額にはどのようなものが含まれるのか。

(土肥理事)

当該事業のうち、間接補助事業の部分については、間接補助事業者から最終受益者(生産者等)へ交付金が交付されないと事業が完了したと見なされないため、会計処理上は翌年度に繰り越した事務処理と整理せざるを得ない。

(廣岡委員)

乳用牛飼養頭数の減少に対する対策として、雌の性判別精液を利用する取組みは一定の効果が得られていると感じるが、このほかの酪農家の後継牛確保のための対策とは具体的にどのようなものか。

(土肥理事)

平成 30 年度では、酪農経営支援総合対策事業の中で、①乳用後継牛の緊急的な確保対策として、後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や機器の導入等、②生乳流通体制の合理化の推進、③生乳需要基盤の確保の推進、④酪農ヘルパーの利用拡大、⑤女性・リタイア世代等の就農・定着等の推進、⑥乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を支援している。また、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業では、ミルクングパーラーや搾乳ロボット等の導入を支援しており、国と機構で総合的に酪農生産基盤の強化に取り組んでいるところである。

(新納調査官)

国では、酪農の生産基盤の強化対策として、規模の大きな施設整備(ハード)事業を中心に実施している。例えば、畜産クラスター事業では、酪農家が減少している中、個々の農家ではなく、地域全体の酪農の維持、活性化のため、地域の酪農家や関係者の方々と協議会を立ち上げていただき、その地域全体の酪農の維持のために必要な施設整備等を支援している。例えば、外部組織を効果的に利用していただくため、キャトルセンターやキャトルブリーディングステーション等の施設整備等も支援している。さらに、公共牧場、TMRセンターについても、地域の中でうまく活用していただけるように支援しており、それらと機構のいわゆるソフト事業を組み合わせながら、地域の酪農を盛り上げていく仕組みを構築している。

(鈴木座長)

民間レベルの取組としては、酪農乳業関係者が組織する（一社）Jミルクに乳業メーカーが基金を造成し、そこから酪農家に対して、輸入によって乳用後継牛を確保する時に1頭当たり最大15万円の支援を行うというような取組みが行われており、業界としても、かなり危機感を持って酪農の生産基盤の強化対策に取り組んでいるので、ご紹介させていただく。

[議題（2）施設整備事業の事後評価結果（平成29年度事後評価分）]

(高橋委員)

施設整備事業の事後評価で投資効率が1以下となった、肉用牛の新規参入円滑化等対策事業に参加したものの、体調不良により経営意欲を喪失されたという生産者について、ヘルパー制度を活用できれば良かったと感じた。

(土肥理事)

酪農のみならず、肉用牛についてもヘルパー制度があり、機構でも肉用牛ヘルパーの推進を支援している。本件については、事業実施主体である農協が営農指導を行うとともに、飼料の給与等のサポートを続けており、現在は前向きに経営が継続できていると聞いている。

(菅委員)

平成29年度に事後評価を行った施設整備事業のうち、国に移管された事業について、その経緯を教えてください。

(土肥理事)

国に移管された事業は、新規参入円滑化等対策事業のみである。なお、畜産高度化支援リース事業については、堆肥保管施設のメニューが現在なくなっており、また、沖縄食肉価格安定等特別対策事業は、事業自体が終了している。

総論として、施設整備事業は現在、畜産クラスター事業を中心に国が主体的に実施しており、食肉流通施設についても、規模の大きな事業は国が実施するという仕分けになっているため、施設整備事業における機構のウエイトは小さくなっている。

(廣岡委員)

平成29年度に事後評価（平成23年度採択）を行った新規参入円滑化等対策事業の事業実施主体（対象者）は6者いるが、地域は長崎県、熊本県、宮崎県に限定されている。このほかにも要望があったのか、なかったのか教えてください。

(土肥理事)

この事業は、かなり以前から実施しているが、地域別で見ると九州が多いものの、北海道や岩手県等様々な県の新規参入者が参加している。平成29年度の事後評価の対象がこの3県になったということである。

[議題（３）平成 30 年度の補助事業の概要等]

(菅委員)

事業実施主体の公募について、審査委員会では、何をポイントに審査が行われているのか。応募すれば大体採択されるものなのか。また、平成 30 年度畜産業振興事業の公募において、当初応募のなかった 3 事業について、追加公募により事業実施主体候補者を決定した経緯を説明していただきたい。

(土肥理事)

まず、審査の基準については、事業内容や事業執行方法の妥当性、事業計画の妥当性・効率性、組織としての事業実施能力、事業実施に当たっての管理・人員体制等の観点から審査を行っている。

採択については、事業によって、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者を 1 者限定にしている事業もあるほか、畜産業振興事業を実施することができる団体等は、機構法施行規則に定められているため、これに該当しない場合はお断りする。

また、平成 30 年度当初、公募において応募のなかった事業については、県域での実施を要件としていたこと等が要因である。追加公募により応募があった事業もあるが、事業実施主体においても応募に一定の準備期間が必要であったのではないかと考えている。

(松原理事)

平成 30 年度野菜農業振興事業の公募については、契約野菜収入確保モデル事業では、応募のあった全ての者を採択した一方、加工・業務用野菜生産基盤強化事業では、予算枠の問題により、ポイント制で厳密に審査した結果、ポイントの一番低い 1 者のみが採択に至らなかった。

(廣岡委員)

国産畜産物安心確保等支援事業のうち家畜個体識別システム定着化事業については、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組みを支援する内容になっているが、来年度も継続実施する場合には、是非、本システムによって国産牛肉が安全・安心であることを一般の消費者にアピールする取組みを追加できないものか。

(渡辺総括理事)

現在、家畜改良センターが管理するホームページの検索画面に牛の個体識別番号を入力することにより、当該牛の出生年月日、飼養施設の所在地、と畜年月日等がトレースできるようになっており、今後、家畜改良センターとも協力して、このような取組みを PR していきたい。

(廣岡委員)

それは承知の上でだが、様々な全国規模のウェブアンケートなどによると、本システムの認知度が非常に低いというのが事実としてある。一般の方々がほとんど知らないということが一番の問題であるので、何とか消費者に対する本システムの周知を促進して、国産牛肉の安全・安心を PR していただきたい。

(新納調査官)

本システムの活用については、家畜改良センター以外にも、食肉事業者が自主的にホームページ等でPRを行ったり、スーパー等で個体識別番号を入力すれば、牛の履歴が分かることなどを紹介している事例がある。どのような支援の仕方があるかは今後も考えていく必要があるが、畜産に関する様々なツールもあり、民間の自主的な取り組みも含めて網羅的にどのようなことができるのか、関係部署と相談しながら検討していきたい。

(鈴木座長)

牛トレーサビリティ制度以外にも、安全・安心な国産農畜産物を提供するため、関係者が様々な努力をしているということを一一般の消費者にもっと知っていただくことにより、国産農畜産物を皆で支えていけるようにご尽力いただきたい。

(高橋委員)

平成 30 年度新規事業である国産乳製品等競争力強化対策事業について、酪農生産基盤の強化とともに、国産チーズの品質向上及び競争力強化を図る上でとても期待している。

一方、養豚関連では、日本各地に銘柄豚やブランド豚が数多く存在しているものの、実際にどのような味や特徴があるのかよく分からない。また、和牛に比べて、国際的な競争力が弱い気がするので、国産豚肉の食味等を評価する基準を国で定めていただけたらと思う。

(新納調査官)

国産豚肉は、差別化が効く和牛に比べ、海外と品種にあまり違いがない。現在、畜産物の輸出促進については、畜産関係団体が品目ごとに協議会を作って取り組んでいるが、豚肉では、個別の銘柄というよりはむしろ統一ブランドマークを作るなどして、日本産豚肉として売っていかようとしている。

また、とんかつ、豚しゃぶ、豚丼等日本の食の文化と合わせて知っていただくという試みや、飼料米を使った特徴的な豚肉の美味しさをPRしながら、ブランドの特徴を打ち出していこうとする取り組みもなされており、国ではこういったソフト的な取り組みを支援している。

(廣岡委員)

肉用牛経営安定対策補完事業の中で、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入支援が拡充されているが、本来、このような取り組みは、公的機関により取り組まれるものと考えていた。生産者による取り組みとして支援することとなった背景について教えていただきたい。

(新納調査官)

本事業の背景だが、最近、種付け用の精液が上位の種雄牛のものに人気集中するという問題があるため、遺伝的な多様性を確保する必要がある。行政サイドでは、従来、生産基盤の強化の観点から増頭対策の支援を行ってきたが、遺伝的多様性にも配慮して、雄側の取り組みは国の事業で実施しており、雌側の事業についても今年度から拡充したところである。

[議題（４）その他]

(庄司総括理事)

本日欠席している横溝委員からのご意見をご紹介させていただきたい。

まず、1点目は、肉用牛肥育経営安定特別対策（牛マルキン）事業について、平成28年12月に肉用子牛価格がピークとなり、その肥育牛が今年の8月頃から出荷されるということで、8月以降の本事業の発動状況について注視している。

2点目は、肉用牛の肥育経営について、肥育経営は飼料代や素畜費など外部要因による影響が大きいいため、牛マルキン事業のような事業は重要である。一方、このような外部要因を考えると、今後、繁殖・肥育一貫経営が重要になってくるというご意見をいただいている。

(土肥理事)

1点目の8月頃から平成28年12月の子牛が出荷されるという件については、もう少し早く発動が見込まれる状況になっている。本年5月分の算定が7月頃、に公表されるが、それ以降、しばらくは牛マルキン事業が発動される状況になってくると認識している。

(渡辺総括理事)

2点目の繁殖・肥育一貫経営の件について、機構では毎年、肥育経営に関する実態調査を行っている。その調査結果によると、肥育農家の約3割が一貫経営に取り組んでおり、その理由としては、経営リスク、特に子牛の価格が非常に高いため、そのリスクを一貫経営の中に取り込み、自ら子牛を生産して肥育まで仕上げることが非常に重要だということである。機構では、このような調査を今後も継続的に行い、国へもフィードバックしていきたいと考えている。

(菅委員)

T P P 11 協定や日 E U ・ E P A の発効が迫っており、貿易の自由化が進展する中、日本の畜産業の今後の見通しについて伺いたい。

(佐藤理事長)

今から20～30年前には、生産コストの問題等から日本の農畜産物の輸出など考えられなかったが、とりわけ平成25年に和食がユネスコ無形文化遺産に登録されて以来、世界中で和食への関心が高まり、政府は、平成28年に約7500億円となった農林水産物・食品輸出額を平成31年までに1兆円に伸ばす目標を掲げている。

一方で、輸出の増大で全てが解決するわけではなく、生産基盤の強化等を図るため、関連対策等を実施していくことが重要と考えている。本日、ご指摘のあった事業参加者に対するフォローアップについて、行政、地方公共団体、関係団体と一体となってフォローしていくことが、今後、国際競争がますます激しくなる中で重要になっていくものと認識している。

また、先程、廣岡委員からご指摘があったとおり、牛トレーサビリティ制度についてのさらなるアピールなど、一般の消費者に対して国産食肉の安全・安心に

関する情報をわかりやすく提供することが非常に大事なことと認識しており、機構の情報収集提供業務の一環として、消費者の皆様に発信していくことを検討したい。

いずれにしても、日本の畜産業の今後の見通しについては、大きなテーマであり、簡単には回答できないが、国と協力しながら、国際環境の変化にしっかりと対応していくことが重要であると考えている。

(新納調査官)

補足させていただくと、国としても、国民への畜産物の安定供給を図るため、引き続き、生産基盤の強化を支援するとともに、生産者が作って終わりではなく、消費者の需要に応じてどう売っていくか、例えば6次産業化といった取組みへの支援についても、農業競争力強化プログラムの中で実施しているところ。こうした取組みを通じて生産と消費がつながるような道筋を応援していきたい。

9. 閉会